

指定管理者候補の選定結果について

下記のとおり、指定管理者の「候補」が選定されました。指定管理者の指定については、地方自治法第244条の2第6項の規定により議会の議決を経る必要があり、令和元年12月議会の議決を経た後に正式に指定することになる。

1 指定概要

(1) 施設概要

名称：桃園市民プール等6スポーツ施設
所在地・施設内容：別添資料のとおり

(2) 指定期間

令和2年4月1日～令和7年3月31日

(3) 指定管理者候補の概要

名称：スピナ・シンコースポーツ共同事業体
所在地：北九州市八幡東区平野二丁目1番1号
代表企業：株式会社スピナ
構成員：シンコースポーツ九州株式会社
主な業務内容：建築・内装工事、商事販売、緑化事業、一般貸しビル、警備業
各種施設運営管理、土木工事、ビルメンテナンス
自動車輸送事業、印刷業、スポーツ施設総合管理
プール管理（監視）、トレーニング室管理（指導）
各種運動教室指導、スポーツ用品・用具販売、等

2 指定の経緯

令和元年	9月 5日	募集説明会
元年	8月30日～9月26日	申請書及び提案書の受付
元年	10月 7日～8日	指定管理者検討会の開催
元年	11月	指定管理者候補を決定

(1) 応募資格

- ア 法人、その他の団体であること。（個人による応募は不可）
- イ 本社、本店又は主たる営業所、事務所等を、事故など緊急な対処を要する事態が発生した場合に迅速に対応できる場所に有するもの。

- ウ 募集説明会に参加していること。(共同事業体で応募する際は、代表団体が募集説明会に参加していること。)
- エ スポーツ施設の管理運営及びスポーツ振興に関するノウハウや能力を有すること。

(2) 応募状況

説明会参加：11団体
 応募件数：1団体

3 選定方法

指定管理者の選定に当たっては、学識経験者や専門家による指定管理者検討会を開催し、応募者から提出された事業計画書等について検討した。市は、検討会の検討結果を参考に指定管理者候補を決定した。

4 検討会構成員

[学識経験者]

南 博 (北九州市立大学 地域戦略研究所 兼 地域創生学群 教授)

[学識経験者]

田代 利恵 (九州共立大学 スポーツ学部 スポーツ学科 教授)

[スポーツクラブ経営・育成]

井口 佳久 (特定非営利活動法人スポーツウエイヴ九州 理事)

[財務専門家]

寺崎 政勝 (寺崎政勝税理士事務所 所長)

[企業経営有識者]

河邊 政恵 (株式会社リバー不動産 代表取締役社長)

5 選定基準

選定基準 (=審査項目) 目及びポイント	
1	指定管理者としての適性
	(1) 施設の管理運営 (指定管理業務) に対する理念、基本方針
	① 応募団体が、市の当該分野における基本的な政策や計画、あるいは施設の設置目的や性格等を十分に理解した上で、それらに適合した管理運営 (指定管理業務) に対する理念や基本方針を持っているか。
	(2) 安定的な人的基盤や財政基盤
	① 長期間安定的な管理運営 (指定管理業務) を行っていくだけの人的基盤や財政基盤等を有しており、又は確保できる見込みがあるか。
	(3) 実績や経験など
	① 応募団体が同様、類似の業務の実績を有しており、成果を上げているか。
	② 応募団体が施設の管理運営 (指定管理業務) に関する専門的知識や資格、経験を十分に有し

ており、熱意や意欲を持っているか。

- ③ 複数の団体が共同して一つの応募団体となっている場合、それぞれの責任分担等が明確になっているか。

2 管理運営計画の適確性

【有効性】

(1) 施設の設置目的の達成に向けた取組み

- ① 施設の管理運営（指定管理業務）に係る事業計画の内容が、施設の効用を最大限に発揮し、施設の設置目的に沿った成果が得られるものであるか。
- ② 利用促進を目的としている施設の場合、施設の利用者の増加や利便性を高めるための実施可能な提案があるか。
- ③ 複数の施設を一括して管理する場合、施設間の有機的な連携が図られる提案があるか。
- ④ 施設の設置目的に応じた営業・広報活動に関する効果的な提案があるか。

(2) 利用者の満足度

- ① 利用者の満足が得られるよう十分に考えられているか。
- ② 利用者の意見を把握し、それらを反映させる仕組みを構築しているか。
- ③ 利用者からの苦情に対する対策が十分に考えられているか。
- ④ 利用者への情報提供が図られるよう十分に考えられているか。
- ⑤ その他サービスの質を維持・向上するための具体的な提案がなされているか。

【効率性】

(3) 指定管理業務に係る経費

- ① 指定管理業務に係る費用が妥当なものであるか。
- ② 経費を低減するための実施可能な提案があるか（市の仕様書の変更による効率化を含む）。
- ③ 施設の管理運営（指定管理業務）に係る収支計画の内容が合理的かつ妥当なものであるか。
- ④ 清掃、警備、設備の保守点検などの業務について指定管理者から再委託が行われる場合、それらが適切な水準で行われ、経費が最小限となるよう工夫されているか。

(4) 収入の増加に向けた創意工夫

- ① 収入を増加するための実施可能な提案があるか。

【適正性】

(5) 管理運営体制など

- ① 施設の管理責任者、管理体制が明確に示されているか。
- ② 施設の管理運営（指定管理業務）にあたる人員の配置が合理的であるか。
- ③ 施設の管理運営（指定管理業務）にあたる人員が必要な資格、経験などを有しているか。
- ④ 職員の資質・能力向上を図るよう考えられているか。
- ⑤ 地域の住民や関係団体等との連携や協働による事業展開が図られるものであるか。

(6) 平等利用、安全対策、危機管理体制など

- ① 施設の利用者の個人情報保護のための対策が十分に考えられているか。

②	利用者を限定しない施設の場合、利用者が平等に利用できるよう配慮されているか。
③	日常の事故防止などの安全対策や事故発生時の対応などが十分に考えられているか。
④	防犯、防災対策や非常災害時の危機管理体制などが十分考えられているか。

6 審査結果

(1) 得点

団体名	選定基準 (=審査項目) 及びポイント	配点	評価レベル					審査 結果	得点
			構成員						
			A	B	C	D	E		
スピナ・ シンコー スポーツ 共同 事業体	1 指定管理者としての適性								
	(1) 施設の管理運営（指定管理業務）に対する理念、基本方針	5	3	3	3	3	4	3	3
	(2) 安定的な人的基盤や財政基盤	5	3	3	3	3	4	3	3
	(3) 実績や経験など	5	4	3	4	4	3	4	4
	2 管理運営計画の適確性								
	【有効性】								
	(1) 施設の設置目的の達成に向けた取組み	30	4	4	3	4	4	4	24
	(2) 利用者の満足度	10	3	4	4	4	4	4	8
	【効率性】								
	(3) 指定管理業務に係る経費	15	3	3	3	3	4	3	9
	(4) 収入増加に向けた創意工夫	10	4	3	3	3	3	3	6
	【適正性】								
	(5) 管理運営体制など	10	3	4	3	4	4	4	8
	(6) 平等利用、安全対策、危機管理体制など	10	4	3	3	3	4	3	6
合計	100	67	71	69	78	70	-	71	
地元団体に対する優遇措置（5点）								76	

(2) 検討会における主な意見

- ・実績や企業の所在地等を考慮すれば、地元根付いた、安定した施設運営が期待できる。
- ・施設の利用活性化に向けた積極的な取組みがあれば、より良かった。
- ・代表企業の14年間の実績の中で、減少傾向にある施設利用者数を増やしてきたことは評価できる。
- ・プレゼンテーションを通じて、新規参入の構成企業からは、指定管理者になろうという熱心さを感じた。
- ・構成企業について、設立されてから日が浅いということもあり、不安を感じる部分もあるが、二社でうまく連携を取ることができれば、問題なく施設運営を行うことができると感じた。
- ・全体的に堅実な提案であったが、新設プールの活用に関する具体的な提案が欲しかった。

(3) 検討会における検討結果

施設利用の促進に関する積極的な提案は、あまりなかったものの、新たに共同事業体の構成企業として参加する企業に意欲を感じたことや代表企業の実績等を考慮すれば、堅実的な施設運営を行うことが期待できる。以上のことから、桃園市民プール等6スポーツ施設の業務を行うのに十分な適格性を有していると考えます。

7 選定結果

市は、検討会の検討結果を参考に、スピナ・シンコースポーツ共同事業体を指定管理者候補に選定した。

(1) 選定された団体の主な提案内容

別紙『提案概要』のとおり。

(2) 市における主な選定理由

- ・代表企業について、指定管理業務を始めたころと比べ、同施設群における利用者数を増加させている実績は、評価できる。
- ・他の自治体での実績も十分にある企業を構成企業とする共同事業体であり、特に、プール運営面での構成企業の活躍が期待できる。
- ・新設プールの夏休み期間中の活用等の具体的な提案がなかったが、実績のある二社が共同事業体を組むことで、今までよりも、充実した事業展開を期待できる。

8 提案額

211,964千円（令和2年度～6年度までの各年度）